

令和5年度デザイン産業振興事業
「デザイン活用促進事業」運営支援業務
企画提案説明書（仕様書）

1 業務名

「デザイン活用促進事業」運営支援業務

2 事業の背景と目的

（一財）さっぽろ産業振興財団では、デジタル化やグローバル化により人々の価値観がスピーディに変化している社会の中で、これからの企業成長にはデザイン経営¹の視点が欠かせないと考えており、デザイナー等²の視点や意見を経営戦略に取り入れながら、デザイン経営における象徴的な取り組みである「ブランディング³」に取りくむ企業⁴を増やすことを目指している。

企業がブランディングに取り組むためには、パートナーとなるデザイナー等が必要であり、当財団としても、企業とデザイナー等が商品やサービスの魅力や課題等について相互に理解を深めるコミュニケーションの場を通じた双方のマッチングの必要性を認識している。

そこで、本件は知見を有する民間企業に企画提案を求め、具体のマッチング事例を創出しながら、事業を通じてより効果的なマッチング事業への洞察を得ることにより、今後のマッチングに繋げていくものである。

なお、事業の狙いは、デザイン経営企業とそれを支えるデザイナー等をマッチングし、企業とデザイナーの同時成長を図ることであるが、市内企業のデザイン経営に対する理解度やそれを支えるデザイナー等の習熟度は様々であることから、参加企業・デザイナーを募るにあたっては、中長期的な視点で成長性を期待できる者を広く対象としていく。

¹デザイン経営：デザインの力をブランドの構築やイノベーションの創出に活用する経営手法

²デザイナー等：デザイナー、アートディレクター、クリエイティブディレクター

³ブランディング：ある特定の商品やサービスの価値を高め、消費者に愛され選ばれるための活動

⁴企業：札幌市内に本社、支社、営業所、事務所がある中小企業

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月25日（月）まで

4 業務内容

受託者は、企業とデザイナー等の効果的なマッチングの企画・運営、マッチングが成立し

た企業とデザイナー等が今後のブランディング案を披露する発表会の企画・運営及び次年度以降のマッチング手法に対する提言を行うこととする。

なお、業務の内容は現時点での予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と受託者で協議し、調整するものとする。

(1) 企業とデザイナー等とのマッチングの企画・運営

ア 業務概要

デザイン経営・ブランディングに意欲を示す企業とそれを支えるデザイナー等を繋ぎ合わせる場の企画運営を行う。

イ 提案内容

- (ア) 事業の背景と目的を踏まえ、効果的なマッチングの方法を提案する。なお、マッチングに向けては、双方が企業の課題について理解を深めることができるよう、コミュニケーションの機会を重視すること。
- (イ) 対象企業は、商品・サービスにおいて課題を抱えている企業や、デザイン等の活用に向けた取組に興味がある企業（札幌市内に本社、支社、営業所、事務所がある中小企業）とし、事業の予算、スケジュールを踏まえ、参加可能な企業数の上限を示すこと。
- (ウ) 対象デザイナー等は、企業課題に対応できる実績のあるデザイナー等（さっぽろ連携中枢都市圏内に本社または営業所、事務所があること）とする。参加企業数を考慮し、参加人数の上限を示すこと。
- (エ) 場所が必要な場合には、札幌市産業振興センター内『Sapporo Business HUB』を無償で使用することが可能である。
- (オ) マッチングした企業とデザイナー等に対して、発表会への参加につながる方法を提案する。
- (カ) マッチングが成立しなかった企業において、フォローアップの方法を提案する。

(2) 発表会の企画・運営

ア 業務概要

マッチングした企業とデザイナー等が、今後のブランディング案を披露する発表会の企画運営を行う。

イ 提案条件

- (ア) マッチング予定数を踏まえた企画や開催方法を提案する。
- (イ) デザイナー等に報奨金として総額 100 万円を授与するものとし、その割り振りについても提案する。
- (ウ) 報奨金に関しては、委託費に含めないものとする。又、支払事務等は委託者

で手続きを行うこととする。

(エ) 発表会の企画・運営の費用は委託費に含めることとする。

(オ) 開催場所についても自由提案とするが、札幌市産業振興センター内『Sapporo Business HUB』を無償で使用することが可能である。

(3) 全体業務

ア 本事業のブランディング及び企画運営管理

本事業の目的と内容が対象者に効果的に伝わるような事業のブランディングを行う。また、本事業の目的を達成するために事業全体の運営を行うこと。

(ア) 本事業を効果的に進めることができるよう、周知ツールを提案すること。ただし、特設ランディングページ（以下「LP」という。）の制作、および当財団 HP のトップ画面用バナー（833px×450px）制作を盛り込むこととする。

(イ) 周知ツールおよび、LP 制作、管理運営に係る費用を委託費に含めることとする。ただし、LP のサーバに関しては、当財団が管理運営するサーバを利用すること。

(ウ) 本事業を効果的に進めることができるよう、事業全体の進行管理の方法とスケジュール概要を提案すること。ただし、仕様書「(2) 発表会」の開催時期に関しては、令和6年2月から3月中旬までの間で開催を計画することとする。

イ 対象者の募集及び応募者の受付管理

より多くの企業・デザイナー等に対し本事業の目的や内容を周知することで事業への参加を促す。また、事業への応募者の受付と管理を行うこと。

(ア) より多くの対象者が事業に興味をもち応募へと繋がるような効果的な周知方法を具体的に提案すること。

(イ) 周知先については、本事業の意図を汲み取り提案すること。

(ウ) 応募者の受付方法を具体的に提案すること。なお、オンラインでの受付が可能となることを想定すること。

(エ) 本事業に係る企業情報・個人情報、受託者が管理運営する。

(オ) 本事業の「運営事務局」として、企業やデザイナー等からの相談に対応する窓口を設置し、相談・問い合わせが受けられる体制とする。

(カ) 応募の状況、問い合わせ内容等については、随時委託者と共有すること。

(4) 独自提案

受託者独自に事業効果を高めるために有効な手法（他イベントとの連動やネットワークの活用等）があれば、積極的に提案すること。

5 実施報告書

受託者は、上記業務終了後、業務概要をまとめた実施報告書（A4 版）2 部及び実施報告書を保存したデータ一式を USB にて提出すること。実施報告書は、各イベント事に 10 枚以上の写真、事業の概要がわかるよう、仕様書に沿ってわかりやすくまとめること。また、実施報告書には、効果分析、改善点、課題等及び、今後理想とするマッチング手法に対する提言を記載すること。

提出期限：令和 6 年 3 月 25 日（月）

6 委託料の支払い

委託料には本業務を遂行するために必要な経費を含み、原則として業務完了後に一括して支払う。

7 環境への配慮

本業務においては、環境負荷軽減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

8 その他特記事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(3) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(4) 再委託の禁止

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当財団の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(5) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、明確な記述とするように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

(6) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。受託者は、本著作物に関する著作人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 委託者担当部署

〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 1 号 札幌市産業振興センター内
一般財団法人さっぽろ産業振興財団 クリエイティブ産業振興課 担当：岡田・伊藤
電話：011-817-5711 E-mail: info@creative-sapporo.jp